

# 業務指示書

## コートジボワール国大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機関に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月24日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月29日までに機関ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件—————別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機関の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めることがあります。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。  
( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。  
(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。  
( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験  
(2) 業務実施上のバックアップ体制等  
(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設整備に係るBD, OD, DD, SV

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等  
(2) 業務実施の方法  
(3) 作業計画  
(4) 要員計画  
(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／建築計画／環境社会配慮）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：医療施設整備計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：アフリカ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】

1) 類似業務の経験：医療施設整備設計に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：アフリカ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画／維持管理】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

#### 現地再委託に係る事項

また、アビジャン市内における宿泊費は領収書による実費精算とするので、一律22,500円／泊を単価として見積り作成して下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF 1 = 0.186210 円 , US\$1 = 111.291000 円 , EUR1 = 132.244000 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／建築計画／環境社会配慮  
建築設計／自然条件調査  
機材計画／維持管理

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.60 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月23日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

## プロポーザル評価表

170878

秘

コートジボワール国大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院  
整備計画協力準備調査

評価項目	配点				
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	( )	( )	( )	
(1) 類似業務の経験	6.00				
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00				
2. 業務の実施方針等	(30.00)	( )	( )	( )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00				
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00				
(3) 要員計画等の妥当性	4.00				
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00				
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	( )	( )	( )	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	( )	( )	( )	
	業務主任者のみ 業務管理グループ	業務主任者のみ 業務管理グループ	業務主任者のみ 業務管理グループ	業務主任者のみ 業務管理グループ	業務主任者のみ 業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 / 建築計画 環境社会配慮	(30.00) (12.00)	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
ア) 類似業務の経験: 医療施設整備計画に係る各種業務	12.00	5.00			
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.40			
ウ) 語学力	4.00	1.60			
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00			
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00			
②副業務主任者	— (12.00)	— ( )	— ( )	— ( )	— ( )
カ) 類似業務の経験:	— 5.00	—	—	—	—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	— 1.40	—	—	—	—
ク) 語学力	— 1.60	—	—	—	—
ケ) 業務主任者等としての経験	— 2.00	—	—	—	—
コ) その他学位、資格等	— 2.00	—	—	—	—
③体制、プレゼンテーション	( ) (6.00)	( )	( )	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション					
シ) 業務管理体制	— 6.00	—	—	—	—
(2) 業務従事者の経験・能力: 建築設計／自然条件調査	(15.00) 語学無・経験有	( )	( )	( )	( )
ア) 類似業務の経験: 医療施設整備設計に係る各種業務	10.00				
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00				
ウ) 語学力					
エ) その他学位、資格等	2.00				
(3) 業務従事者の経験・能力: 機材計画／維持管理	(15.00) 語学有・経験有	( )	( )	( )	( )
ア) 類似業務の経験: 医療機材整備に係る各種業務	8.00				
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00				
ウ) 語学力	3.00				
エ) その他学位、資格等	2.00				
総合評点	[100.00]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

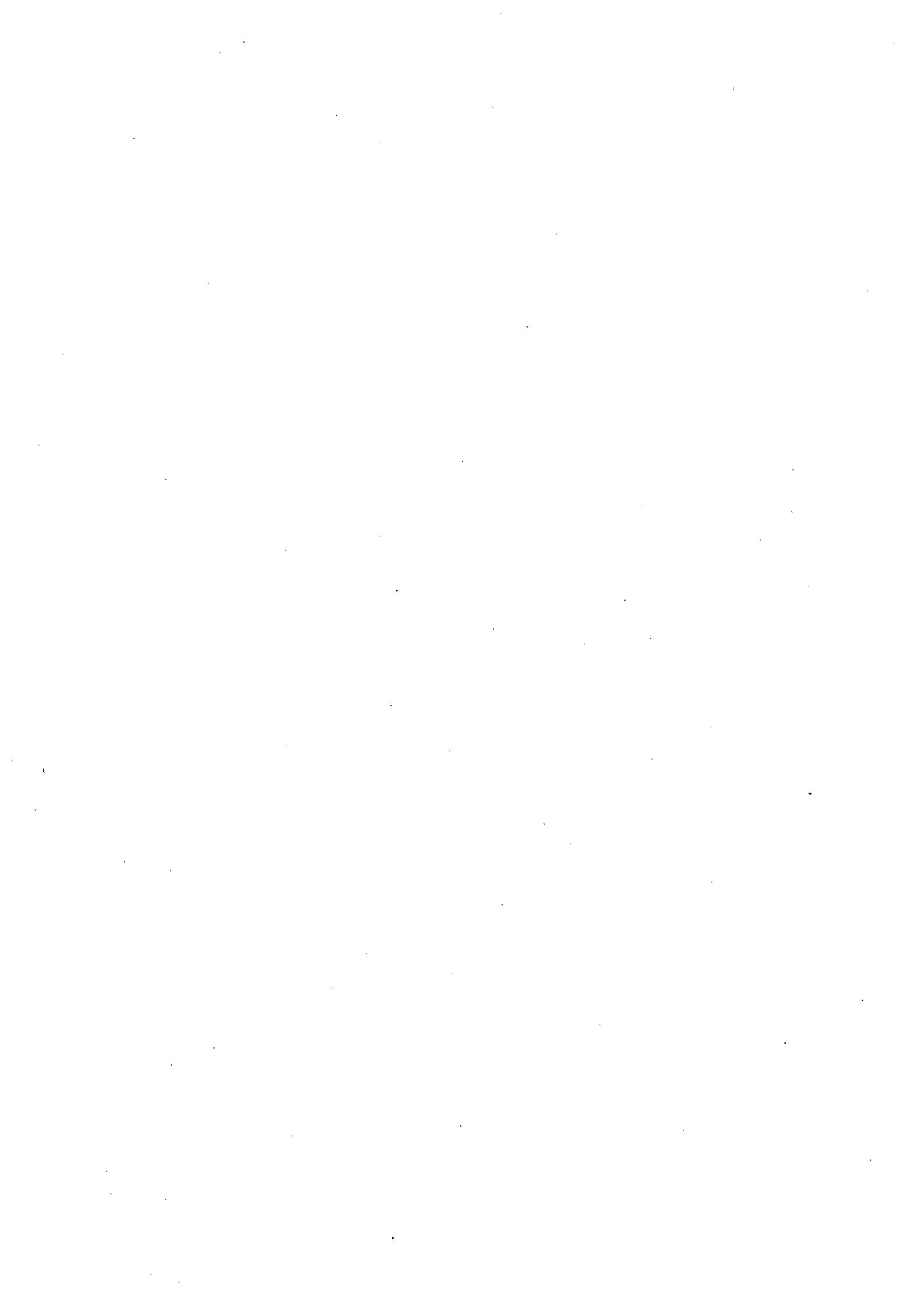
1) 類似調査プロジェクトの経験: 医療施設整備に係るBD, OD, DD, SV

2) 対象国: アフリカ 国及びその他 全途上国地域

3) 語学力: 英語

(注)語学力として英語と他の外国語の両方を評価する場合

例えば、語学力の評価配点を20点とし、英語:他の外国語の評価割合を1:2とする場合、英語を6.5点満点、他の外国語を13.5点満点で評価し、加えた点を評価点とする。



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

コートジボワール共和国では内戦の影響により、2015年の妊産婦死亡率（出生十万対）が645（サブサハラ平均542）、新生児死亡率（出生千対）が37.9（サブサハラ平均28.0）と、母子保健指標は低水準である（WHO、2016年）。これら母子保健指標の改善のためには、妊産婦・新生児の継続ケアが必要であり、コミュニティから保健ピラミッド各層の医療施設までの適切な機能分担と有機的な連携を実現する広義のリファラル体制の強化が課題となっている。係る背景の下、当国政府は「国家保健開発計画2016-2020」において、母子保健の改善を戦略軸の一つに掲げ、保健ピラミッド各層のマネジメント強化、医療施設の建設・改修・機材確保、妊産婦への統合的サービスの提供等を目指している。また、UHCに向けた「国家保健財政戦略」（2015年）が策定されている。これらは、コートジボワール政府も採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」にも即している。

大アビジャン圏をカバーする三次医療施設の一つであるココディ大学病院は1970年の設立後、当国における高度医療サービス提供の主要役割を担ってきた。我が国は無償資金協力「ココディ大学病院センター拡充計画」（1994-1995年）において当該施設の改修及び機材整備を支援し、そのサービスの向上に寄与した。しかしながら、その後の内戦の影響により施設維持管理が十分になされず、施設等の老朽化は著しい。特に分娩部門では医療機材（超音波診断装置等）の不足、不十分な衛生状態、自動水栓の欠如、酸素の供給が一部病室に限られるなど、高度な医療サービスを必要とする妊産婦及び新生児に適切な治療が提供できていない。また、ココディ大学病院のリファラル対象医療圏の一次及び二次医療施設の機能不足もあり、本来これら施設で対応すべき患者がココディ大学病院に集中し、高度治療を必要とする妊産婦及び新生児への対応が困難となっている。教育・研修機能を有すべき三次医療施設でありながら妊産婦・新生児ケアのモデルとなる保健医療サービスが提供されず、三次医療施設としての役割を果たすことができていない。

かかる状況の改善に寄与するべく、妊産婦・新生児の継続ケア確立を中心的課題としながら、コミュニティ・保健センター・総合病院・大学病院の全てのレベルにおける保健サービス提供体制強化や利用促進、また特に母子を含む貧困世帯への医療保障制度普及に向けた制度整備・実施支援を通じて、UHCの促進を目指す協力プログラム「ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）推進母子保健リファラル体制強化プログラム（仮）」（以下「UHC推進プログラム」という。）の方向性・枠組みについて、2017年4月、JICAは当国関係省庁と合意した。

「大アビジャン圏母子保健施設間連携のためのココディ大学病院母子保健棟整備計画」（以下「本事業」という。）は、三次医療施設であるココディ大学病院母子保健棟の整備を行うことで、先方政府及び他ドナー等が予定している一次・二次医療施設の整備支援とともに、大アビジャン圏における母子保健リファラル体制改善を図るものであり、当国の「国家保健開発計画2016-2020」において優先度の高い事業として位置付けられている。本事業により、同大学病院の体制強化を図り、もって大アビジャン圏の母子保健リファラル体制の改善に寄与するべく、非公式に無償資金協力の要請が日本政府になされた。

また、本無償資金協力事業に加え、開始が予定されている母子保健及びリファラル体制改善に関する技術協力プロジェクト等の取り組みにより、「UHC 推進プログラム」を進めていくことが計画されている。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標 :

本事業はココディ大学病院の母子保健棟及び保健医療機材を整備することにより、同大学病院の体制強化を図り、もって大アビジャン圏の母子保健リファラル体制の改善に寄与するもの。

### (2) プロジェクトの成果 :

ココディ大学病院母子保健棟が整備され、第三次医療施設としての体制強化が図られる。

### (3) 対象地域（サイト）:

大アビジャン圏ココディ大学病院

### (4) 関係官庁・機関

監督機関：保健公衆衛生省施設機材局

実施機関：保健公衆衛生省施設機材局、ココディ大学病院

### (5) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の主な援助活動

- ・ココディ大学病院センター拡充計画（無償資金協力：1994-1995年）
- ・ココディ大学病院の外来棟の新設、及び、本館棟の改修。それに伴う基幹設備の改修・更新、医療機材の整備。

#### 2) 他ドナーの援助活動

世界銀行はココディ大学病院のリファラル対象医療圏で二次医療施設4か所及び一次医療施設51か所を対象に調査実施し、その結果に基づき一次医療施設改修を支援予定。

フランス開発庁は母子保健を中心とした保健システム強化を推進しており、トレシュヴィル及びヨプゴン大学病院のリファラル対象医療圏で計2か所の二次医療施設整備を支援中。

## 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本調査は、コートジボワール政府から要請のあった「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がコートジボワール側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（2回目）の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

##### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICAと協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

###### 1) 現地調査（1回目）帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

###### 2) 現地調査（2回目）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

##### (3) 調査対象とする要請内容

コートジボワール国政府の非公式な要請の内容は、同国保健省が実施した「ココディ大学病院改修計画調査」で策定されている計画のうち母子保健に関する計画内容であると説明されていた。JICAはこれを踏まえ、事前調査を実施し、調査の開始に当たって対象とすべき施設及び機材の計画内容を以下のとおり、暫定的に整理した（詳細は配布資料参照のこと）。本協力準備調査は、事前調査の結果として整理された計画内容を前提とする（調査途中で、計画内容が変更されることを妨げない）。

###### 【コートジボワール保健省の改修計画内容】（母子保健に係る部分の抜粋）

産科専用手術室（3室）の増設

母子保健棟の新規建設（7,000 m<sup>2</sup>、3階建て）

1階：新生児室および新生児科（産科手術室から直接アクセス可能にする）

2階：産科（2ユニット）

3階：小児科（2ユニット）

病床数：産婦人科48床、新生児科40床、小児科28床、小児外科28床

ICU等特殊病床39床

【調査対象：事前調査結果】

施設：ココディ大学病院母子保健棟の新設（総床面積8,000～10,000m<sup>2</sup>）

- ・産科：分娩室10室、産前・産後健診用診察室、観察病室、手術室3室他
- ・新生児科：救急室、手術室、集中治療室他
- ・小児科：救急室、手術室、集中治療室他

機材：超音波診断装置、CT、MRI、胎児心音ドップラー、分娩モニター、ポータブル・デジタルレントゲン装置、持続陽圧呼吸装置、患者モニター、分娩台、保育器、滅菌器、麻酔器、手術用機材等

（4）母子保健棟新設に係る検討

本計画の調査対象として、母子保健棟の新設（総床面積8,000～10,000m<sup>2</sup>）が含まれている。当該施設の規模、設備、具備すべき医療機材の内容を検討する際には、最低限以下の項目について確認、検討を行うこと。

1) 現行サービス基準等の確認

新設される母子保健棟には、既存の病棟で運営されている母子保健部門が移転、拡充されることが想定されている。このため、ココディ大学病院全体／同母子保健部門における医療サービス提供状況（診療科目、医療従事者数、利用者数の推移等）及び病院が計画する母子保健部門の移転計画等を確認した上で、施設規模等の検討を行う。

2) 医療従事者教育・研修施設機能の確認

ココディ大学病院においては、第三次医療サービスの提供に加え、医療従事者の教育・研修施設としての役割期待されている。このため、現行ココディ大学病院が実施している病院内施設を活用した初期・継続研修の実施状況を確認の上、施設規模等の検討を行う。

3) 新設敷地の確認

ココディ大学病院側が想定する新設敷地予定地について、病院内の動線、電力、ガス、上下水道等のファシリティ、及び地形／地盤支持力等を調査・確認する。新設敷地として適当ではないと判断される場合、ココディ大学病院敷地（約13.5ha）内での代替地を検討する。

（5）医療機材計画に係る検討

医療機材の計画策定に当たっては、最低限以下の項目について、確認・検討を行うこと。

1) 高度医療機材

CT、MRI、ポータブル・デジタルレントゲン装置、持続陽圧呼吸装置（新生児用）などの高度医療機材についても検討の対象となっているが、その必要性については、母子保健部門の役割や当該部門の維持管理能力、供給電力や電圧変動などのファシリティ状況等も踏まえ、慎重に検討する。

2) 保守サービス契約

医療機材、特に高度医療機材について、機材納入後の保守契約を付帯するこ

とが特に有効であると考えらえる場合は、現地における保守サービスの提供者の有無、保守サービスの内容、期間等を検討、提案する。

### 3) ソフトコンポーネントの検討

高度医療機材や医療ガス設備等の適切な運用を確保するために、初期操作指導を超える運用支援が必要だと判断される場合は、無償資金協力事業のソフトコンポーネントとして、支援の内容を計画・提案する。

## (6) 他ドナーによる協力

本事業は、大アビジャン圏における母子保健サービスについて、一次医療施設から三次医療施設（ココディ大学病院）までを包括して、リファラル体制の改善を図るプログラムの一部に位置づけられるものであり、一次医療施設や二次医療施設の整備等について、世界銀行やフランス開発庁の支援と連携が行われている。

このため、本件事業の背景調査としては、大アビジャン圏における母子保健サービス全体の対象としたプログラムの進捗状況、特に各ドナーの支援状況等を確認すること。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

国家計画及び保健医療関連計画・政策等について確認するとともに、大アビジャン圏内の医療施設の概況、各ドナーの支援の進捗状況等を確認する。大アビジャン圏におけるリファラル体制とその中の本件対象施設の位置づけ、求められる役割について施設間のケアの継続性の観点も含め確認する。

また、本計画における病院設備及び医療機材計画の判断基準とするため、コトジボワールが定める各医療施設基準や医療機材配置基準等を確認する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健公衆衛生省及びココディ大学病院の役割分担を確認したうえで、本事業の実施体制を確認する。併せて、保健公衆衛生省及びココディ大学病院の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、維持管理体制等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の用地確保状況、自然環境・気候等について調査する。さらに、給排水・給電等が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

なお、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質・地盤調査、地中障害物/埋蔵物調査、給排水/水質調査）を行う。本件については、別紙1の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は別見積りとする。

### (6) 環境社会配慮に係る調査

コートジボワールの環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁 等を確認し、本事業のカテゴリを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。（なお、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、要請時の事前スクリーニングにおける本事業の環境社会配慮におけるカテゴリ分類はCとなっている。）

環境社会配慮に係り必要となる諸手続きについては、これを具体的に整理し、本体事業実施に際して、確実な実施が確保できるよう、配慮する。

### (7) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- 1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- 2) 機材や設備等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

### (8) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認する。

### (9) プロジェクト内容の計画策定

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図の策定

4) 施工管理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

5) 機材調達計画

- ・ 計画方針（内容、数量、使用、優先順位づけ等）
- ・ 調達事情（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

(10) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン」（2010年版）を参照のこと。

(11) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、電気設備の引き込み、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続における関係省庁等を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時さらに精査・更新していくものである。

(12) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、

どのような手続きで行われるのか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのか詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税等（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

#### (13) プロジェクトの維持管理計画

ココディ大学病院が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### (14) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照すること。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

##### 4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

## (15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、

- ①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

## (16) ジェンダー課題に関する調査

- 1) ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

## (17) 施行時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイド」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイド」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドの安全施工技術指針及び収集したコートジボワールの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりコートジボワールの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてコートジボワールで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点での事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず事務所に報告を行う。

## (18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるように配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

## (19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

## (20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICA

と協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI 等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(22) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をコートジボワール政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から (10) を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部  
: 仏文 8 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) 準備調査報告書（案） : 和文 8 部  
: 仏文 5 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。) : 仏文（製本版） 8 部及び CD-R 3 枚  
: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚
- (8) 機材仕様書 : 仏文 1 部  
: 和文 1 部
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 : 仏文 3 部
- (11) 免税情報シート（たたき台）

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び同補完編・機材編（2017年7月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）改訂版」を参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易版）を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務工程計画（案）**

2018年4月上旬より第一回現地調査を行い、帰国後国内解析（積算審査に係る期間を含む）、同年11月上旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。

2018年12月中旬までに概要資料、2017年3月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### **2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）**

(1) 調査人月：約16.8M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／建築計画／環境社会配慮（2号）（評価対象者）
- 2) 建築設計／自然条件調査（3号）（評価対象者）
- 3) 設備設計
- 4) 施工計画／積算
- 5) 機材計画／維持管理（3号）（評価対象者）
- 6) 調達計画／積算
- 7) 保健医療計画
- 8) 通訳（仏語）

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（日仏）を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上（英仏）も必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

#### **3. 参考資料**

(1) 配布資料

- 1) ココディ大学病院報告書 2016年（ココディ大学病院, 2016, 仏語）
- 2) ココディ大学病院財務報告書 2016年（ココディ大学病院, 2016, 仏語）
- 3) ココディ大学病院施設改修計画書（コートジボワール保健省, 仏語）（英訳あり）
- 4) 医療施設必要機材リスト（コートジボワール保健省, 2015, 仏語）（英訳あり）
- 5) コートジボワール保健セクター現地調査報告書（JICA, 2016, 日本語）
- 6) JICA事前調査報告書（JICA, 2017, 日本語）
- 7) コートジボワール UHC 推進プログラム準備調査報告書（JICA, 2017年, 日本語）
- 8) コートジボワール UHC 推進プログラム準備調査 専門家報告書（JICA, 2017, 日本語）
- 9) 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について（改訂版）（外部向け説明資料）（JICA, 2015, 日本語）
- 10) 日本の援助による病院建設に関する指針（JICA, 2015, 日本語）

- 11) 日本の病院建設に関する技術・設備 (JICA, 2015, 日本語)
- 12) 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用 基礎研究報告書 (JICA, 2016, 日本語)

#### (2) 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館ポータルにて閲覧可能

・象牙海岸共和国 ココディ大学病院センター拡充計画 事前調査報告書 1993

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000032633>・象牙海岸共和国 ココディ大学病院センター拡充計画 基本設計調査報告書 1994

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000036596>

### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

#### (1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括 (JICA)、計画管理 (JICA)、技術参与 (外部)
- 2) 調査行程：約 14 日間 (JICA 総括は約 7 日間)
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の必要性及び妥当性を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括 (JICA)、計画管理 (JICA)、技術参与 (外部)
- 2) 調査行程：約 7 日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地盤調査／地質調査／気象調査
- (3) 地中障害物/埋設物調査
- (4) 給排水/水質調査/給電調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2017 年 4 月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査仕様書は別紙のとおり。

### 6. その他の留意事項

#### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

#### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参団する通訳団員は、総括団員滞在期間原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

#### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

#### (4) 安全管理

アビジャン市内における宿泊施設は、コートジボワール事務所により安全が確認された施設を利用することとする。なお、深夜（23時～05時）の外出は禁止とする。業務上の活動は原則として20時までに終了すること。

以上

コートジボワール「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」協力準備調査にかかる自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画などを行うために必要な情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

(2) 地盤調査／地質調査／気象調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング（支持層が確認できるまで）、土質試験（膨張性土の有無について要確認）、月別の最高・最低・平均気温、月別湿度、月別降雨量、月別風量・風向、季節風及び砂嵐の発生頻度等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

(3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

(4) 給排水／水質調査／給電調査

目的：使用可能な水質・水量・電力量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯、浄化槽、排水の放流先、電圧変動、停電頻度、停電時間帯等

成果品：試験結果

以上

